平成２７年（フ）第６４号
鹿児島県薩摩川内市下甑町長浜546番地１
長浜城の中一般住宅２号室
破産者　上江　　亮
１　決定年月日　平成28年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
青森県弘前市大字新町136番地
破産者　大瀬　順子
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第７１０号
宮城県塩竈市藤倉３丁目19番７―301号　藤倉マンション梵
破産者　相沢　幸市
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
山形県鶴岡市鳥居町５番28号オーク・ヴィラ101号室
破産者　大川　浩子
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第８４号
福島県伊達郡川俣町大字秋山字町椚下59番地
破産者　渡邉　洋子
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第９５号
群馬県前橋市粕川町女渕1534番地８
破産者　山崎　　巧
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８７号
群馬県伊勢崎市八斗島町1616番地19
破産者　立松すみ子
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１３号
横浜市金沢区大道１丁目41番２号
破産者　油原　伸一
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４７０号
横浜市中区野毛町１丁目24番地７　港ビル201号室
破産者　渡邊　俊男
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５３９号
横浜市青葉区市ケ尾町1065番地17、開始決定時の住所横浜市青葉区荏田北２丁目17番地11
破産者　岡田　明久
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０４１号
横浜市栄区桂町701番地14　メゾンフォレスト101号室
破産者　但野　　壮
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９３号
静岡県沼津市桃里293番地　セゾン沼津Ｒ２号室、前住所静岡県駿東郡長泉町下長窪60番地の１　関東自動車工業長泉寮
破産者　佐藤　瑛起
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
愛知県岡崎市真伝町字吉祥６番地36　ｄｏｕｂｌｅ　ｅｉｇｈｔ　ａｐａｒｔｍｅｎｔ　101
破産者　中山　啓太
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
愛知県岡崎市真伝町字吉祥６番地36　ｄｏｕｂｌｅ　ｅｉｇｈｔ　ａｐａｒｔｍｅｎｔ　101
破産者　中山　智美
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
愛知県安城市宇頭茶屋町大浜屋敷10番地
破産者　山口　　淳
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
鳥取県鳥取市吉成２丁目16番５号　セジュール淳101号、旧住所兵庫県美方郡新温泉町丹土951番地の５
破産者　藤原　　茂
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６９２号
広島市西区三篠町２丁目３番22―404号
破産者　福徳　裕子
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６２号
愛媛県松山市久万ノ台912番地１　第88杉フラット105号
破産者　今井　正一
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６号
長崎県対馬市上県町女連61番地
破産者　糸瀬ノリ子
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係